

平成27年度第1回北海道入札監視委員会 開催結果

日 時 平成27年7月31日(金) 15:30~
場 所 道庁4階 共用会議室

(委員会次第)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 委員長選任及び委員長代理の指名
- 5 報告事項
 - (1) 北海道入札監視委員会の概要
 - (2) 平成26年度入札契約執行状況(平成27年3月末)
 - (3) 談合情報の対応状況
- 6 議 事
 - (1) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正
 - (2) 平成27年度北海道入札監視委員会活動計画
- 7 審 議
- 8 閉 会

平成27年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	八幡 雄治
委員	池田 聡一郎
委員	蟹江 俊仁
委員	相馬 仁美
委員	吉原 美智世

※五十音順、敬称略

関係各部局出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課長	矢崎 健二
//	主幹	山本 秀夫
//	主査	四戸 秀幸
水産林務部総務課	課長	平塚 利晃
//	主幹	矢本 論
//	主査	山口 啓二
建設部建設管理局建設情報課	課長	玉田 学
//	主幹	蛭川 尚哉
//	主幹	中原 順次
//	主査	中山 繁晴
//	主査	澤見 豪
建設部建築局計画管理課	課長	小谷 修
//	主幹	扇 保男
//	主査	向 雅隆
出納局総務課	課長	海堀 美弦
//	主幹	稲場 雅邦
//	主査	浦濱 昌永

事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	次長兼局長	林 信男
総務部行政改革局行政改革課	課長	辻井 宏文
//	主幹	今田 信彦
//	主査	高木 広樹
//	主任	坂本 誠一
農政部農村振興局事業調整課	主査	三浦 哲晃

平成27年度第1回北海道入札監視委員会議事録

1 開会

(事務局)

ただいまから、平成27年度第1回入札監視委員会を開催いたします。
開会に当たりまして、行政改革局長の林よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

(次長兼行政改革局長)

(省略)

3 委員紹介

(事務局)

それでは、会議を始めさせていただきます。

本委員会は、第7期目を迎えまして初めての委員会でございますので、委員長の選出までの間、事務局の方で進行させていただきます。

まず、委員にご就任いただきました方々をお手元の委員名簿の順に紹介させていただきますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。総務部行政改革課長の辻井でございます。総務部行政改革課主幹の今田でございます。同じく総務部行政改革課主査の高木でございます。農政部事業調整課主査の三浦でございます。

4 委員長選出及び委員長代理の指名

(事務局)

続きまして、本委員会の委員長を選出していただきたいと思っております。委員会設置要綱第3の5の規定により、委員長は互選で選出すると定められておりますので、どなたか候補あるいはご推薦いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

提案があります。委員長に八幡委員を推薦したいと思っております。

(事務局)

ただいま委員長に八幡委員を推薦される旨のご発言がございましたが、ご異議がなければそのように決定してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、八幡委員長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

ただいま委員長に選任されました八幡でございます。身に余る重責と考えておりますが、皆様方のご協力を得て、職責を全うしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、八幡委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員長)

それでは、委員会次第の4のうち委員長代理の指名に移りたいと思います。委員会設置要綱第3の7の規定に基づき、委員長に事故のあった場合、予め委員長代理を決めおくということになっておりまして、要綱では、委員長代理は委員長の指名ということになっております。そこで、委員長代理は蟹江委員にぜひお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、謹んでお引き受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

5 報告事項

(1) 北海道入札監視委員会の概要

(委員長)

それでは、次第の5報告事項の1番目「北海道入札監視委員会の概要」について、事務局から説明がありますので、お願いします。

(事務局)

(資料1-1に基づき説明)

(委員長)

ありがとうございました。何かご質問等ございますか。

(委員)

1つ確認ですが、最後に説明いただいた資格に対応する等級区分の一般土木だけがA等級が①と②に分かれているのですが、その意味合いは何でしたでしょうか。

(建設部)

一般土木のA等級につきましては、A1とA2の区分に分けておりまして、それをこの表では①、②で表現しております。

(委員)

①がA1、②がA2。

(建設部)

はい。

(委員長)

そうすると、70以上というのは、A1でもA2でもないのですか。

(建設部)

一部重複しておりまして、A等級につきましては7000万円以上で、A2は、7000万円以上2億5千万円未満、A1につきましては、1億円以上の予定価格に応じた工事の入札に参加することができます。

(2) 平成26年度入札契約執行状況(平成27年3月末)

(委員長)

それでは、次の報告事項の2番目「入札契約執行状況」について説明をお願いします。

(事務局)

(資料2-1に基づき説明)

(委員長)

ありがとうございました。ご質問は何かございませんか。

(委員)

今ご報告いただいた中の4ページ目ですが、土木の指名競争入札の件数が24.3%と突出して高く、指名競争入札の実施率が非常に高いということになっております。さらに、5ページ目の総合振興局・振興局の建設管理部の釧路の指名競争入札の件数が129件で、計算してみると50%近くが指名競争になっています。こちらに何か理由はあるのですか。

(事務局)

北海道といたしましては、原則1000万円以上の予定価格の工事につきましては、一般競争入札で実施するということになっております。指名競争入札につきましては、1000万円未満の予定価格の工事、若しくは、緊急を要する工事となっておりますので、釧路で指名競争入札が多いのは、1000万円未満の工事の発注が多かったということになります。

(委員長)

釧路だけが多いということですか。

(事務局)

結果からすると、そういうことになりました。

(委員)

26年度に自然災害はありましたか。

(建設部)

災害との直接的な関係はないです。

(委員)

緊急を要する特別な工事があったというわけではないのですか。

(建設部)

ないです。

(委員)

なぜか釧路が多いというのも不思議ですが。

(委員)

5ページの随意契約の件数で、空知が41件で突出して高いような気がしますが、昨年の数字を調べてみても35件で高くなっていますので、この理由は何ですか。

(事務局)

こちらにつきましては、農業土木の工事です。秋口まで畑の工事をするのですが、天候の不良や降雪が早かったりすると、途中で工事がおわってしまう場合があります。その工事につきましては、途中の工事となっておりますので、春先にその施工していた業者に工事を続けて行っていただくということとしていますので、随意契約の件数が多くなっております。

(委員)

6ページの委託業務ですが、先ほど入札制度のご説明をいただいた中で、委託業務で一般競争入札を行うのは、地域限定型のみとの説明でしたが、委託の表を見ると企業局、教育庁、北海道警察のところに制限付一般競争入札があります。これはどういうものですか。

(事務局)

知事部局では、地域限定型と表現していますが、道警や教育局では部局が違いまして、こちらでは同じものを制限付一般競争入札という表現をしています。

(委員)

内容は地域限定型と同じですか。

(事務局)

同じです。

(委員長)

どうして用語の使い方が違うのですか。統一したらいいのでは。

(事務局)

次回からは、表現を合わせるようにいたします。

(委員)

最低制限価格等と同価落札の状況について、十勝、帯広というところの件数が多くなっているのですが、同価というのは、1円単位、あるいは千円未満とお聞きしていますが、そんなにぴったりいくものなのか。それが建設管理部の帯広の平成26年度では48.5%となっていて、これはあり得る数字なのですか。別におかしな数字ではないととらえてもいい数字なのですか。

(事務局)

十勝地域ですが、ここ数年こういう状況が続いておりまして、こちらとしても不思議な状況ととらえております。このような状況ですので、こちらの地域では、総合評価方式の入札方法を多く導入いたしまして、価格だけの競争ではなく、技術面や施工実績も加味した入札を多く実施する取組をしています。

(委員長)

同価落札が多いというのは、最低制限価格が漏れているということも考えられますし、入札参加者の積算能力が向上していて、各社、最低制限価格も積算できるようになっているということもあるのですよね。

(事務局)

積算能力につきましては、ある程度制度が高まっております。予定価格の漏洩につきましては、何年か前に予定価格を作成するには、少人数で決められた職員が作成することになりましたので、その漏洩は今のところ無いかと思っております。

(委員)

積算精度の向上が大きいのではないのでしょうか。特に価格の小さい工事だとコンピューターのソフトウェアがたくさん出回っていて、いつも最新版が更新されて、ここの入札といたら場所まで指定して計算してくれるようなソフトもありますので、そういう状況では手の内がばれている状況にもあります。

(委員長)

帯広、十勝だけというのも。

(委員)

毎年この地域は多くて、入札参加者数も多く、発注件数に対して業者数が多い傾向で、過酷な競争を強いられている状況になっていて、そういうものを反映して、みなさんギリ

ギリのところをつかないと落札できなく、ある意味では、適正な利潤を載せられていないのかもしれない。価格のギリギリのところまで競うことになっているという可能性もあります。

(3) 談合情報の対応状況

(委員長)

それでは、次の報告事項の3番目「談合情報の対応状況」について、ご説明願います。

(事務局)

(資料3-1に基づき説明)

(委員長)

ありがとうございました。何かご質問等ございますでしょうか。

(委員長)

談合情報のファックスは、非常に信憑性のありそうな内容ですが、このファックスを送信した人は特定できないのでしょうか。

(事務局)

この情報では、電話番号などはなかったものですから。

(委員長)

なかったのですか。ファックスで相手方のファックス番号というのわからなかったのですか。

(事務局)

記載はなかったです。談合情報の右上に日付と時間は書いてあるのですが、通常はそこに番号が記載されるはずなのですが、その表示はございませんでした。

(委員長)

内部告発者のような感じですよ。どこかの企業の社長に近い人が。この情報がかなり詳しいので、関係者のような気がします。その方から事情聴取する以外、事案の真相を解明するのは難しいのではないかと思います。

(事務局)

事情聴取につきましては、代表者や責任のある方に来ていただいて事情聴取を行っています。

(委員長)

事情聴取をするだけでもかなりの圧力にはなるかと思いますが、真相の解明には難しい気はします。

(事務局)

道は、捜査機関ではないため、あまり深くまで突っ込んだ聴取というのもできない状況です。また公正取引委員会からは、あまり深く突っ込んだ質問をすると捜査に影響が生じ

る恐れがあるということを言われておりますので、どちらかと言いますと、談合を抑制する・防止する意味で事情聴取を行っていることとなります。

(委員)

少ない時間では、2, 3分で事情聴取が終わっているようになっていますが、今までの事情聴取の中で、変だとなったことはあるのですか。

(事務局)

昨年ですが、事情聴取をして発言があったものはあります。その事項を他の入札参加者に事情聴取で聞いていなかったため、入札監視委員会の方から確認するようにとご指摘を受けております。

(委員長)

一般競争入札になっても、このような談合が行われているのではないかという感想を持ちます。指名競争入札の場合は、よくこういうことはあったと思いますが。

(委員)

毎回この委員会で思うのは、談合情報が寄せられた時の対応は、この事情聴取しかないのかと思うのですが。いかにも無力な気もするのですが。

(委員長)

とりあえず、会社の社長さん呼んで事情聴取をすることで、かなりの抑止力にはなると思います。それ以上はしょうがないのではないのでしょうか。

(事務局)

この情報については、すべて公正取引委員会と警察の方に通報はしています。

(委員長)

内部通報者がわかれば、それは道警でも捜査をするとは思いますが。ファックスの番号でもわかるような気はしますが。

(委員)

発信者のファックス番号はわかる気もしますが、こういうのは、わからないようにしているのでしょうか。

6 議事

(1) 北海道入札監視委員会設置要綱の改正

(八幡委員長)

それでは6の議事に移らせていただきますが、まずはじめに、北海道入札監視委員会設置要綱の改正について、事務局からご説明願います。

(事務局)

(資料4に基づき説明)

(委員長)

これに関しまして、何かご質問はございますか。

(委員長)

改正につきましては、事務局の説明の改正案のとおり改正するというところでよろしいですね。

(委員)

了承

(2) 平成27年度北海道入札監視委員会活動計画

(委員長)

それでは、次に平成27年度北海道入札監視委員会活動計画について、事務局からご説明願います。

(事務局)

(資料5-1に基づき説明)

(委員長)

今、事務局からお話がありましたように、現地調査については、委員会終了後打合せをしたいと思います。その他の活動計画について、ご質問等がございますか。

(委員長)

事務局の説明どおり活動計画でよろしいでしょうか。

(委員)

了承。

(委員長)

それでは、活動計画については、事務局案のとおり了承したということでございます。

また、ただいま決まりました活動計画では、第2回委員会において抽出審議を行うこととなっております。抽出審議を行うためには、委員会の運営に関する事務処理要領第5の規定に基づいて、委員会において指名した委員が案件の抽出を行うこととなっております。その案件の抽出を行う委員に蟹江委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

了承。

7 閉会

(委員長)

それでは、以上で本日の委員会は、終了いたしますけれども、事務局から何かございますか。

(事務局)

再度の説明になりますが、今日決めていただきました第2回の委員会を1月中旬から2月上旬に実施する方向で、日程が近づきましたら、別途調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また第2回の委員会の開催までに委員会を開催しなければならないような状況になりましたら、別途日程を調整させていただきたいと思います。

なお、この後でございますが、委員の皆さまにおかれましては、先ほどの活動計画で決まりました今年の現地調査につきまして、引き続き打合せを行いたいと思いますので、この場に残っていただきたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

皆様のご協力のおかげで予定よりも早く終了することができました。これで委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(了)